産業廃棄物処理業者に係る不利益処分について

1 被処分者

(1) 所 在 地 青森県五所川原市金木町嘉瀬端山崎267番地741

(3)代表者 代表取締役職務代行者 中畑 満

(4) 許可の区分 産業廃棄物収集運搬業(許可番号 0020070254)

産業廃棄物処分業(許可番号 00220070254)

2 不利益処分の内容

令和5年6月1日をもって上記1(4)の許可を取り消す。

3 処分年月日

令和5年6月1日

4 不利益処分の原因となる事実

被処分者が令和元年5月13日までに産業廃棄物である廃プラスチック類を五所川原市金木町嘉瀬端山崎地内にみだりに捨てたことは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第16条の規定に違反するものであり、このことは、法第14条の3の2第1項第5号の規定に該当するものである。